

〈各職種の労働条件等について〉

□特定教諭（臨時教諭）（幼・小・中）

- ・授業、担任、クラブ活動等に関する業務を行っていただきます。
 - ・週5日38 時間45分（1日7時間45 分）の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、業務日時を変更する場合があります。）
 - ・30歳未満月額277,000 円、30才以上40才未満月額344,000円、40才以上401,000円と本学規程による通勤手当、住居手当を、原則当月17 日に支給します。
 - ・6月30日及び12月10日（土日の場合は変更あり）に本学規程による期末手当を支給します。
 - ・在職期間に応じて、採用時から有給休暇を付与します。
 - ・勤務する校種の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□特定養護教諭（臨時養護教諭）（幼・小・中）

- ・養護に関する業務を行っていただきます。
 - ・週5 日で38 時間45 分（1日7時間45 分）の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、業務日時を変更する場合があります。）
 - ・30歳未満月額277,000 円、30才以上40才未満月額344,000円、40才以上401,000円と本学規程による通勤手当、住居手当を、原則当月17 日に支給します。
 - ・6 月30 日及び12 月10 日（土日の場合は変更あり）に本学規程による期末手当を支給します。
 - ・在職期間に応じて、採用時から有給休暇を付与します。
 - ・養護教諭の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3 月31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□非常勤講師（幼・小・中）

- ・委嘱する授業、園児・児童・生徒への生活指導及び学校園の教育活動、行事の補助等を行っていただきます。
 - ・週3～5 日で週15～35 時間の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する授業実施日時を変更する場合がありますが、原則、8 月は全日勤務日なしとなります。）
 - ・時給2,000 円（幼：2,060円）、毎月月末締めで、原則翌月17 日に支給します。
 - ・本学規程による通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
 - ・勤務状況及び週あたり勤務日数に応じて、勤務6 ヶ月後に有給休暇を付与します。
 - ・勤務する校種の教員免許が必要です。
 - ・雇用期間は、採用日から年度末（3 月31 日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。
-

□学習補助員（小・中）

- ・学校が行う授業・行事における児童・生徒への受講補助、生活指導補助及び学校の教育活動、行事实施の補助等を行っていただきます。
- ・週1～5 日で6～30 時間の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが、原則、8 月は全日勤務日なしとなります。）
- ・教員免許状を有する者は時給1,200 円、有しない者は時給1,100 円を毎月月末締めで、原則翌月17 日に支給いたします。
- ・本学規程による通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。1時間当たり50円の特別手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6 ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・教員免許は必要ありませんが、有無によって時給が変わります。

- ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□スクールカウンセラー（幼・小・中）

- ・健康に関する相談業務等を行っていただきます。
- ・週1～3日 で1日6～7時間の勤務となります。（各校園によって異なります。）
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。）
- ・時給5,000円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・出勤日数に応じて、交通費相当額を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・以下のいずれかの資格が必要です。
 - (1) 公認心理師
 - (2) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - (3) 精神科医
 - (4) 臨床心理等を専門とする大学教授等（非常勤、助手を除く）の資格を有する者で、地方公務員法第16条の規定する欠格条項に該当しない者
- ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□保育指導員（幼稚園のみ）

- ・業務は、預かり保育において、園児への保育を行っていただきます。
- ・週5日 で週10～35間の勤務となります。夏休み等の長期休業中は、別シフトの勤務となります。
（幼稚園が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する保育実施日時を変更する場合があります。）
- ・教員免許状を有する者は時給1,200円、有しない者は時給1,100円を毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。（コーディネーター業務を兼務いただく場合は、時給に100円を加算します）
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。1時間当たり50円の特別手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□ICT支援員

- ・主に附属小学校で、ICT機器の保守・管理、授業中のICT機器のトラブル等への対応・授業のサポート、コンピュータを使用した授業準備・教材作成補助、情報機器の活用支援・操作指導、その他学校行事の補助等を行っていただきます。必要に応じて、附属中学校・附属幼稚園のICT関係のサポートも行っていただきます。
- ・週5日 で週30時間の勤務となります。8時30分～15時15分（休憩45分を含む）
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する授業実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。）
- ・時給1,500円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・次のいずれかの資格を有することが望ましい。
（教育情報化コーディネータ3級以上、ICT支援員能力認定試験認定者）
- ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□アフタースクール指導員（アフタースクールのみ）

- ・業務は、アフタースクールにおいて、児童への保育を行っていただきます。
- ・週2～5日 で週8～20時間の勤務となります。夏休み等の長期休業中は、別シフトの勤務となります。必要に

応じて時間外業務となることがあります。その場合、超過勤務手当を支給します。

(小学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する保育実施日時を変更する場合があります。)

- ・教員免許状を有する者は時給1,200円、有しない者は時給1,100円を毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。(コーディネーター業務を兼務いただく場合は、時給に100円を加算します)
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。1時間当たり50円の特別手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・雇用期間は、採用日から年度末(3月31日)までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□校務支援員(幼・小・中)

- ・業務は、学校園の職員室で、授業の準備、資料印刷等校務の支援を行っていただきます。
- ・週5日で週30時間の勤務となります。必要に応じて土日勤務が必要となることがあります。その場合、別途、手当を支給します。

(学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合があります。)

- ・時給1,100円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・雇用期間は、採用日から年度末(3月31日)までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□部活動指導員

- ・業務は、附属中学校において、生徒への部活動指導を行っていただきます。
- ・週1~4日で週8時間程度の勤務となります。必要に応じて土日勤務が必要となることがあります。その場合、別途、手当を支給します。

(中学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する保育実施日時を変更する場合があります。)

- ・時給1,500円(社会人:2,000円)、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・雇用期間は、採用日から年度末(3月31日)までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□スクールソーシャルワーカー

- ・業務は、附属中学校において、生徒への特別支援や生徒指導等をおこなっていただきます。
- ・週1日で1日7時間の勤務となります。

(学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。)

- ・時給3,000円、毎月月末締めで、原則翌月17日に支給します。
- ・本学規程により通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・出勤日数に応じて、交通費相当額を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・以下のいずれかの要件を満たすことが必要です。
 - (1) 社会福祉士、精神保健福祉士
 - (2) 教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある方
- ・雇用期間は、採用日から年度末(3月31日)までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。

□司書補助員

- ・附属小学校にて、司書教諭の業務補助を行っていただきます。（本の貸出・返却、新刊本の受入、レファレンス業務書庫の整理など
- ・週1～5日 で6～30時間の勤務となります。
（学校が実施する行事の都合又は天災等により、委嘱する業務実施日時を変更する場合がありますが、原則、8月は全日勤務日なしとなります。）
- ・司書教諭または資格司書資格を有する者は時給1,150円、有しない者は時給1,100円を毎月月末締めで、原則翌月17日に支給いたします。
- ・本学規程による通勤手当を支給します。時間外業務がある場合は超過勤務手当を支給します。
- ・勤務状況及び在職期間に応じて、勤務6ヶ月後に有給休暇を付与します。
- ・司書教諭資格、司書資格は必要ありませんが、有無によって時給が変わります。
- ・雇用期間は、採用日から年度末（3月31日）までとなります。本学の都合により契約更新を申し出ることがあります。